広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月十二日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

#### 広島県規則第三十九号

# 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 附則第四条の次に次の二条を加える。 広島県税規則 (昭和二十九年広島県規則第五十一号) の一部を次のように改正する。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の還付の手

第五条 条例附則第十四条の五第三項に規定する申請書の様式は、 附則別記様式第十一号

のとおりとする。

2 式第十二号による自動車取得税還付 知するものとする。 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その処分を決定し、 (を還付をしない旨の) 通知書によつて、これを通 附則別記様

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の還付の手続)

第六条 のとおりとする。 条例附則第十八条の二第三項に規定する申請書の様式は、 附則別記様式第十三号

2 るものとする。 式第十四号による自動車税還付 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、 (を還付をしない旨の) その処分を決定し、 通知書によつて、 これを通知す 附則別記様

附則別記様式第十号の次に次の四様式を加える。

## 様式第11号(附則第5条関係)

本世			T						<b>利</b> 车	\	
たとを十つ財田 本	20 《口或四五四第二字日》中	文田 子草 人田 子	収金の金額	約付した徴	納付年	登録番号又 は車両番号	次の自動車取得税に係る徴収金について, 規定による還付を申請します。			)	広島県知
	近光上寺	**************************************	田	税額	月		仮得税に 寸を申請				事嫌
*         	∰ □	山 幹 計		延滞金額	Ш	-	深る第1元まり。	自動車			
出校 / 万	抹 消	登録者	田			H	収金に、	取得			
2 十 1 1 1 1 1 4 7 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	登録し	登録番号又は車両番号	迅	過少申告加算金額	平成	取得年月		税還付申	R 允头 悲	(所	
	た日	番号		不 申 告加算金額	年	Ш	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		氏 名 称 及 び (代表者の氏名)	在	11
			正			平成	~例附貝		名び名	严勘	平成
			_	重加算金額	月	年	広島県税条例附則第14条の5第2項の				年
			田		Ш	月	か5第21				月
			且	=#		Ш	項の				Ш

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 平成 年 月 日

族

広島県知事印

自動車取得税 還 を還付しない旨の 通知書

平成 併 耳 日付けで申請のあつた自動車取得税に係る徴収金について

H 広島県税条例附則第14条の5第2項 の規定により還付します。 の規定に該当しないので還付できません。

還付できな い場合はそ の理由	金の金	還付する籔	登録番号又 は車両番号
		税	
	田	額	
	円	延滞金額	
	Э	過少申告 加算金額	取得年月日
	円	不 申 告 加算金額	3 平成
	F	重加算金額	年
	田	額	月
	田	<u> </u>	Ш

(注) まます。 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることがで

れば提起することはできませんが, 決定を経た後は, 島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。 た日の翌日から起算して6か月以内に,広島県(代表者広島県知事)を被告として,広 また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなけ その決定のあったことを知っ

処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要がある 場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。 とき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、

無光 1号と複写式に印刷する。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則附則別記様式第

## 樣式第13号(附則第6条関係)

				1	,			<b></b> (主)	<b>4</b>	
\(\frac{1}{2}\)	计多尺词分用分数计单位计算	収金の金額	約付した籔	納付年	登録番号又は車両番号	次の自動車税に係る徴収金について, による還付を申請します。				広島県知
		田	税額	月		光に係る領申請しまっ				知事 様
# #	· 章 曲		延滯	Ш		數収金	<u> </u>			
株	,	田	延滞金額			だろい	動車和			
消登録した	登録番号又は車両番号	Л	過少申告加算金額	平成	取得年月	ヽて,広島県税条例附則第18条の2第2項の規定	税還付申請	氏 (名 称 及 び) (代表者の氏名)	()所	
	番号		不 申 告加算金額	平	Ш	条例	11111	移及を指の出	在	l-1
		正	金箔館		平成	<b>竹則第</b>		名び名	把 色	平成
			重加算金額	月	年	18条の2				平
		正	<b>全額</b>	Ш	Я	第2項				月
		田	<u> </u>		Ш	の規定				Ш

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 平成 年 月 日

族

広島県知事同

自動車税 還 を還付しない旨の

平成 併 耳 日付けで申請のあつた自動車税に係る徴収金について

H 広島県税条例附則第18条の2第2項の規定により還付します。 の規定に該当しないので還付できません。

還付できな い場合はそ の理由	金の金	還付する籔	登録番号又 は車両番号
		税	
	田	額	
	归	延滞金額	
	円	過少申告加算金額	取得年月日
		不如如	Ш
	丑	、申告 □算金額	平成
		重加算金	年
	田	金額	Д
	迅	□ <u>□</u>	Ш

(注) まずる。 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることがで

れば提起することはできませんが, 決定を経た後は, 島地方裁判所に対し、 た日の翌日から起算して6か月以内に,広島県(代表者広島県知事)を被告として,広 また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなけ この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。 その決定のあったことを知っ

場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。 処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要がある とき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、

無光 2号と複写式に印刷する。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則附則別記様式第

(広島県事務取扱規則の一部改正)

改正する。 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(広島県税賦課徴収事務取扱規程の廃止)」を付する。 附則第三項に見出しとして「(旧様式による用紙に関する経過措置)」を付する。

附則に次の一項を加える。

税の還付の手続) (東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税又は自動車

4 知をしようとするときは附則別記様式第二号の決議書によつて決議しなければならない。 きは附則別記様式第一号の決議書によつて、 総務局税務課長は、県税規則附則第五条第二項の規定によつて通知をしようとすると 同規則附則第六条第二項の規定によつて通

#### (附則別記)

#### 樣式第1号(附則第4項関係)

自動車取得税 還 付しない旨の 決議書

								- 場	ない の理	還付しない場合はその理由
且	田		田	且		田	田		金額	収金の金額
<u> </u>	重加算金額	重加	不 申 告 加算金額	申留部	過少申加算金	延滞金額	裔	焼	の 海	還付する徴
月 日	年月	平成	年月日	取得:				明 又 雅	籍両	登 録 は 車
	しない。	で還付	の規定により還付する。 の規定に該当しないので還付しない。	定により 定に 該当		広島県税条例附則第14条の5第2項	第14	:例附則	焼祭	広島県
いては,	数収金につ	- 深る	り車取得税に	つた自動	事のあく	日付けで申請のあつた自動車取得税に係る徴収金については,		年 月		平成
						•		•		
Ħ	勺	П	行	施	田田	付	Ш	裁	اللا	洪
							称)		1 (名	氏 名
公 印 の 押印承認	担当者	Я П	起案年				)	所在 地	f (所	住 所
月日	年	平成	Я П	知 年	通					
垣		第	番号	知	画				• • •	決裁者

進光 に印刷する。 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とし,県税規則附則別記様式第12号と複写式

#### 樣式第2号(附則第4項関係)

自動車税 漫 付しない旨の 決議書

}と複写式	県税規則附則別記様式第14号と複写式	付則別記	<b>具税規則</b>		格A列4	日本工業規格A列4とし,	きさは、	用紙の大き	備考月	
								)理由	合はその理由	_\
								い場	還付しない場	<b>1</b> 17
围	且	田		且		田	迅	額	収金の金	_
#	重加算金額	告 額 重力	不 申 <sup>4</sup> 加算金 <sup>3</sup>	、 申 告 : 金額	過少加算	延滞金額	包額	る徴	還付する	77
Ш	年 月	平成	年月日	取得			又导	路 昭 昭	登録は	<b>%</b>
	・しない。	5。 りで還付	の規定により還付する。 の規定に該当しないので還付しない。	定によ定に該		島県税条例附則第18条の2第2項	针則第18	1.条例附	広島県秘	,
いては、	日付けで申請のあつた自動車税に係る徴収金については,	に終る。	自動車税	あった	請の	日付けで申	月	单	平成	
						•		•		
Ħ	付	Ш	行	施	Ę	4	Ш	裁	決	
		•	•				称)	(名	氏 名	<b>-</b>
公 印 の 押印承認	担当者	5月日	起案年					(所在	住 所	1
月日	年	平成	月日	知 年	通					
ĄI		徭	海市	通知:	뇬:				決裁者	۲×

に印刷する。